

(2) 歳入確保

- 大阪府では、歳入確保を図るため、これまでも府有財産の処分をすすめてきましたが、さらに、府民共通の財産として、現在の利用形態や貸付方法の見直しも含め積極的に調整を図り、財源確保を行います。
- また、基金の活用や債権回収の強化などに取り組みます。

| 項目 | 内容 | 取組額（単位：億円） | | |
|-----------------|---|------------|-------------|-------------|
| | | H23 | H24 | H25 |
| ① 財産・債権管理等 | | | | |
| (i) 府有財産の活用と売却 | 保有する全府有財産のうちから、活用可能財産を掘り起こし、積極的に売却・貸付を行う | 23 (23) | 56 (54) | 89 (71) |
| (ii) 基金の活用 | 活用可能財産として掘り起こした未利用地の売却益（府営住宅整備基金に積立）は、府営住宅の適正な管理のため、計画修繕に活用 | 6 | 10 | 18 |
| (iii) 債権管理の強化対策 | 府税債権の滞納圧縮の更なる推進を図るとともに、「債権特別回収・整理チーム」の設置など、的確な債権の回収・整理を図り、債権管理の大幅な強化対策を順次実施していく | 43 | 51 | 39 |
| 合計 | | 72 (23) | 117 (54) | 146 (71) |
| 一般財源ベース | | 49 | 63 | 75 |

※府営住宅用地を売却した場合、府営住宅整備基金への積立てが必要なため、その額を内数で記載。（）内の数字は積立てを行う額。
 なお、府営住宅は平成24年度から特別会計への移行を検討しているため、用地の売却益の取扱いや基金の活用の取組額については、今後検討が必要

《今後取り組むもの》

| 項 目 | 内 容 |
|----------------------------|--|
| ① 財産・債権管理等 (iv)その他 | 宝くじの発行のコストの徹底検証や配分ルールの見直しを求め、地方公共団体へのさらなる還元を図る |
| ② 課税自主権の活用 (超過課税及び法定外税) | 不断の行財政改革の継続を前提とした上で、課税自主権活用に向けた課題や、地方税制度上の課題等について、学識経験者を交えて、平成23年中にとりまとめを行う |
| ③ 使用料・手数料の見直し | 受益と負担の明確化の観点から、受益者(サービス利用者)の特定されるサービス・事務等について、現行の使用料・手数料の水準や、徴収していないものの理由等を再点検する |

① 財産・債権管理等

(i) 府有財産の活用と売却

【現状と今後の取組み】

◇ 平成21年度

・売却財産の掘り起こしを行うため、府有地の1割程度(147件)を抽出調査

(活用可能割合約27%[40/147])

・この結果を踏まえ、21年度末を目途に全府有地(約1,400件)について、活用可能財産の有無を確認

◇ 22年度

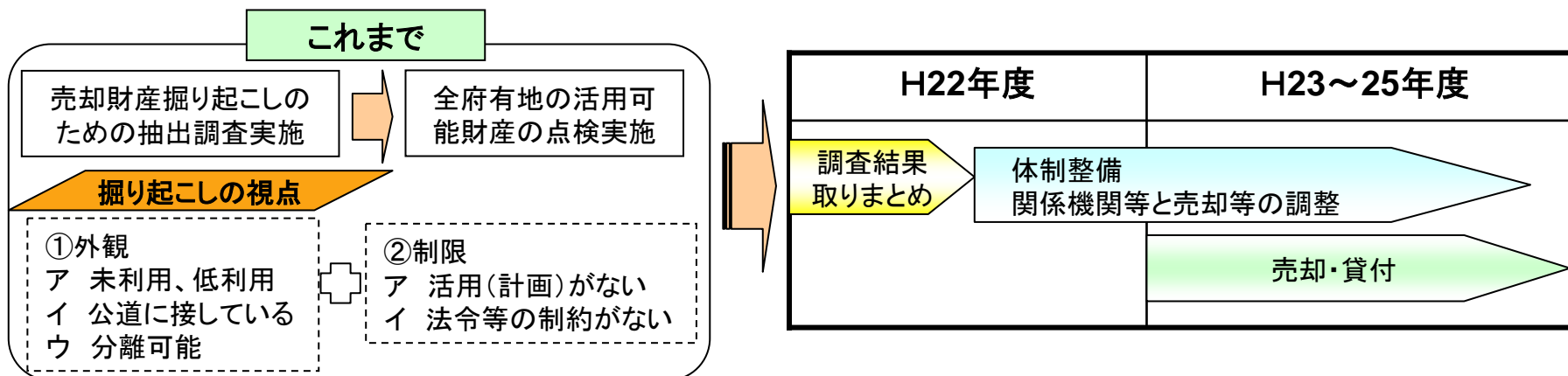
・調査結果の取りまとめ、公表

◇ 22年度～

・体制整備 ・関係機関等と売却等に向けた調整

◇ 23～25年度

・売却・貸付可能財産について、売却・貸付を実施



(iii) 債権管理の強化対策

【現状と今後の取組み】

- ◇ 大阪府の収入未済額は高水準で推移しており、厳しい財政状況等を踏まえ、「大阪府債権回収及び整理に関する条例」を制定し、
 - ① 府税債権の滞納圧縮の更なる推進を図る
 - ② 「債権特別回収・整理チーム」を設置するなど、的確な債権の回収・整理を図り、債権管理の大幅な強化対策を順次実施していく

| | これまでの状況 | 新たな取組み |
|----------------------|------------------------------------|--|
| 債権回収 (徴収)の 強化 | 収入未済額や回収(徴収)進捗状況などの 情報開示が不十分である | 債権の回収・整理の推進のため、計画・実施・公表等を内容とする 「大阪府債権回収及び整理に関する条例」を制定 [22年10月可決/公布日施行] |
| | 原則、府職員が直接回収を実施している | 自力執行権のない債権の民間委託の拡大を検討 [23年度に向けた拡充] |
| | 税外収入延滞金を徴収する条例が未整備 である | 延滞金を賦課する「大阪府税外収入延滞金徴収条例」を制定 [22年10月可決/23年4月施行] |
| 税外の長期 延滞債権の 整理 | 不納欠損や債権放棄に関する全庁的な基 準がない | 「大阪府債権回収及び整理に関する条例」に債権整理ルール(債権 放棄基準など)を規定 [22年10月可決/公布日施行] |
| | 長期延滞債権の回収・整理を債権所管課 で実施している | 「債権特別回収・整理チーム」を設置し、所管課への支援を行うととも に、困難事案などの処理を実施 [22年11月設置] |
| 制度管理 | 債権管理事務が庁内で統一されていない | 債権管理簿の統一化 [22年11月策定] |

【目標の設定】

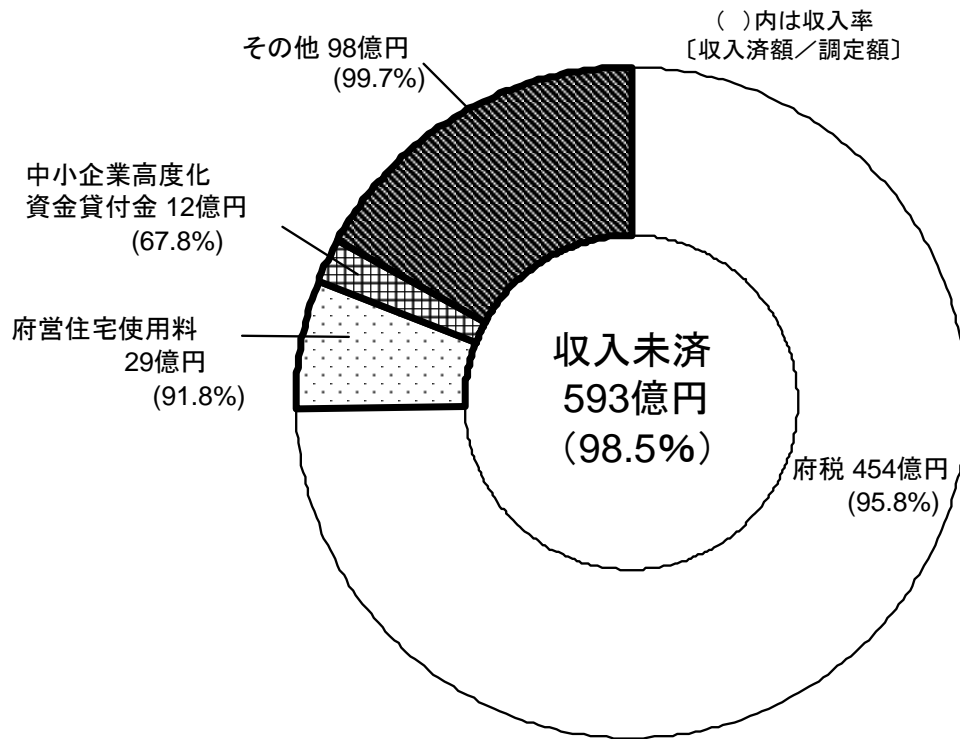
- ◇ 債権の回収・整理の目標設定(税外滞納債権の圧縮額等)は、債権回収・整理計画策定後に設定(22年11月予定)
- ◇ なお、府税債権の滞納については、平成22年度に繰り越した滞納額220億円(個人府民税を除く)を3年間で一掃できるよう、平成22年度は40%圧縮(22年度 圧縮見込額88億円)を目標とする

不納欠損額と収入未済額の推移

平成21年度決算見込み

○調定額： 4兆2,966億円

○不納欠損額： 37億円、収入未済額：593億円



(億円)

| | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 不納欠損額 | 54 | 99 | 52 | 37 | 37 |
| （うち税外収入） | (13) | (13) | (21) | (8) | (5) |
| 収入未済額 | 482 | 492 | 513 | 546 | 593 |
| （うち税外収入） | (135) | (141) | (132) | (138) | (139) |

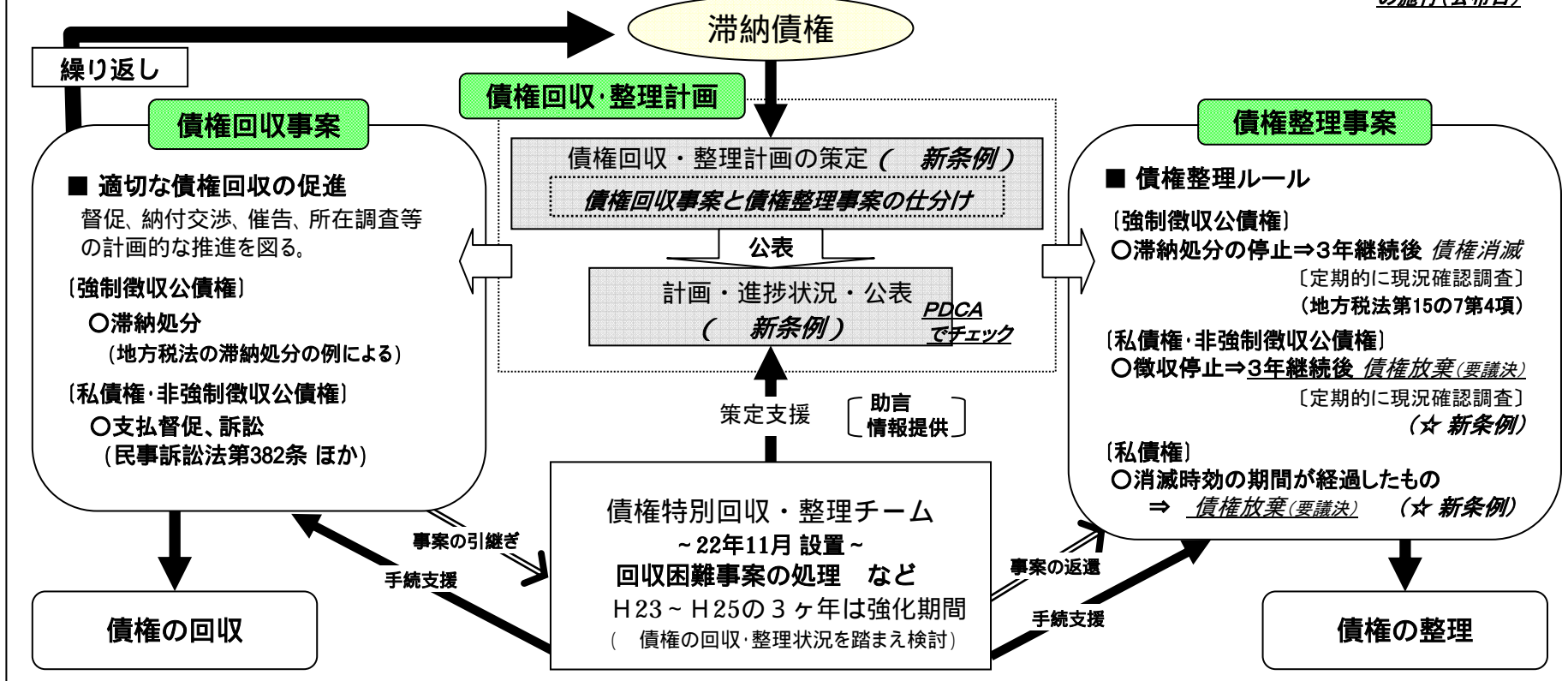
◇その他の主なもの

- ・延滞金、加算金及び過料等 44
（うち放置違反金 27）
- ・母子寡婦福祉資金貸付金 8
- ・高等学校授業料 5
- ・原状回復事業弁償金 3
- ・港湾施設使用料 3
- ・非常勤嘱託員報酬等返還金 3
- ・児童措置費負担金 2 など

債権管理の強化対策【概要】

1 大阪府債権の回収及び整理に関する条例 (債権の回収及び整理を計画的に推進するために制定)

平成22年11月上旬
の施行(公布日)



2 大阪府税外収入延滞金徴収条例 (納付者間の不公平感の払拭及び期限内納付の促進を図るため制定)

平成23年4月1日
施行

- ◇ 適用債権： 公債権のうち、個別法令に延滞金徴収の定めがあるもの以外
- ◇ 延滞金率： 年14.6% (最初の1ヶ月は7.3%)
当分の間は、前年度の商業手形の基準割引率 + 4% (22年度に当てはめると4.3%)
- ◇ 減免規定： やむをえない理由があるときは減免することができるものとする。

【凡例】

- 強制徴収公債権
地方税法の滞納処分の例によるもの
- 非強制徴収公債権
地方税法の滞納処分の例によらないもの
- 私債権
私法上の原因に基づいて発生するもの

(iv) その他

宝くじ発行に関する検証と見直し

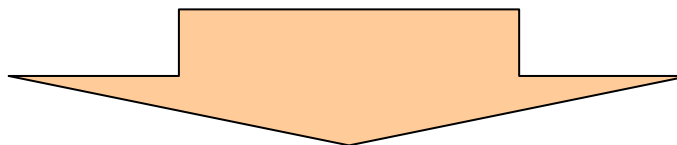
【今後の取組み】

宝くじ発行に伴うコストの徹底検証

- ◇ 宝くじ発行にかかるコスト及び普及宣伝費の内容を精査し、必要性を検証

宝くじ発売額の配分ルールの見直し

- ◇ 発売額の一部が、国が所管する公益法人を通じて地方公共団体等に分配される複雑な交付形態等について見直し

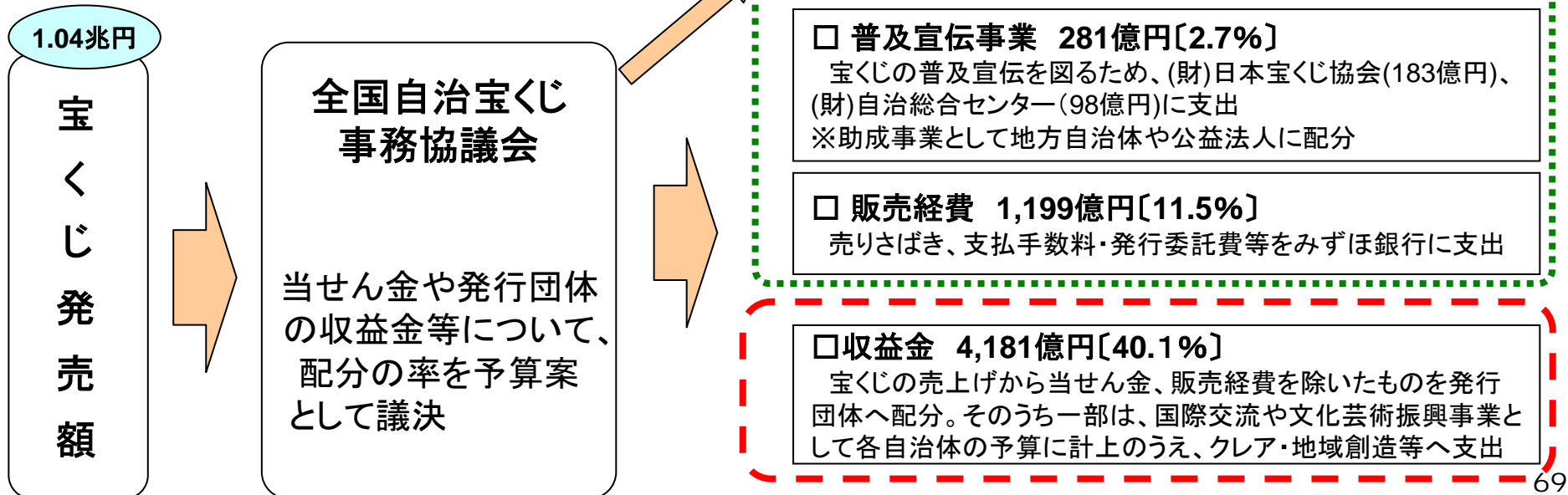


- ◇ 宝くじは、法律上、地方公共団体が実施する公共事業や公益増進事業等の地域振興事業に必要な地方財政資金の調達を目的に、発売が認められており、地域の自主財源である。
- ◇ 全国宝くじ事務協議会等の議論の場に積極的に参加し、コストの検証や配分ルールの見直しを求め、地域へのさらなる還元を図る。

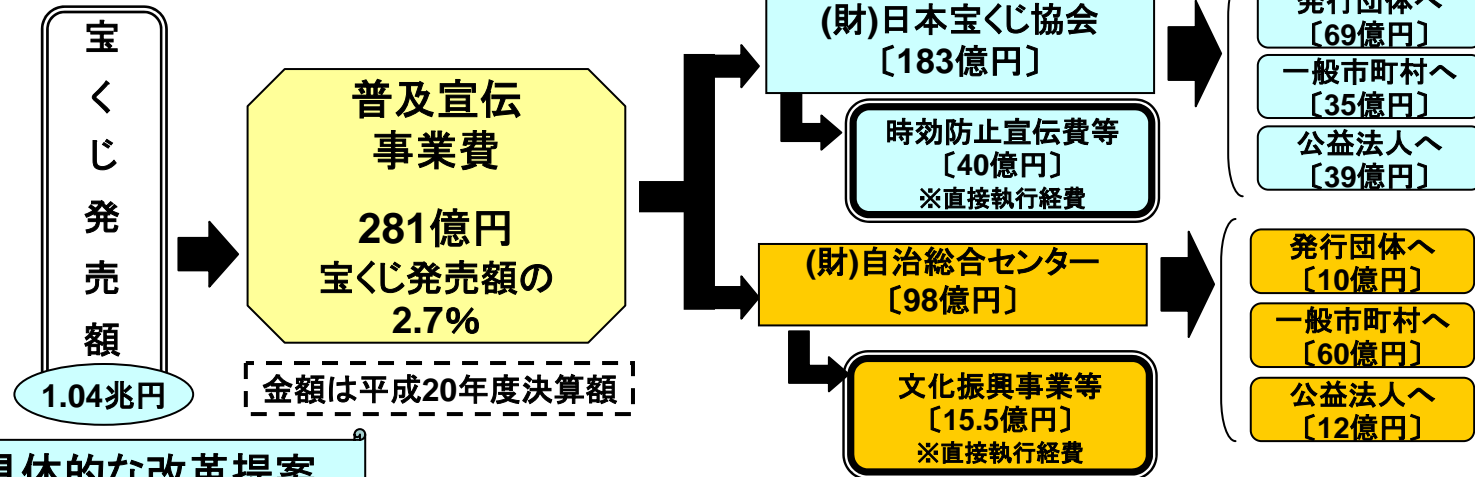
□ 大阪府の基本姿勢

- 宝くじは、法令に基づき、都道府県、政令市が地域振興をすすめるための貴重な財源
- しかしながら、収益の配分方法が不十分であったり、配分の過程で一部が国の天下り団体に流れること
によって、不要な中間コストが発生するなどの問題が明らかになった
- 発行団体である都道府県、政令市はその使い道に責任を持つべきであり、こうした反省のもと、ガバナンスの強化に取り組む必要
- 宝くじの収益金をより効果的に地域に還元するため、宝くじ全般について徹底した検証と抜本的な見直しに早急に着手。その効果は、発売団体以外の市町村も含めて、地域へ十分に還元することとし、平成23年度予算に反映させるべき
- 都道府県知事の関与が及ばない競輪、競馬、競艇、オートレース、スポーツ振興くじ(toto)にも、宝くじと類似の問題がないか厳密なチェックが必要

宝くじ売上金配分の仕組み(平成20年度決算)



普及宣伝事業費の現状



□ 具体的な改革提案

1. 普及宣伝事業費について

◇ 普及宣伝事業費(H20決算:281億円)について、その手法や効果を検証のうえ解体的に見直す

(1) 地方公共団体への助成事業は全廃

- ・発行団体分(79億円)は収益金へ吸収
- ・一般市町村分(95億円)は総額確保(拡充も)。具体的なルールは市町村でもしっかり議論

(2) 公益法人等(51億円)への助成金は思いきって縮小

- ・内容を徹底精査(ex.がん検診車や採血車のように『社会還元』として真にふさわしいものに限定)
- ・少なくともポスター・パンフレットを用いた啓発は効果不明、廃止すべき
⇒無駄なポスターやパンフレットの大量生産の原因
- ・以上により、半減をめざす

(3) 上記の結果、存続する助成事業については、事務協議会が責任を持って対応

- ・事務協議会で、まずは責任をもった対応(配分方針策定、事後の成果検証、情報公開の徹底等)
- ・さらに、実際の配分についても、事務協議会が責任を持って配分する仕組みを構築

- ⇒ **課題** ・事務局の負担増
・各地方団体意見の反映
- 対応案** ・事務局の下に配分法人の事務機能を統合、ガバナンスを確保しつつ第三者へ委託など
・各地方団体の代表が参画できる仕組みの構築など

地方団体が協力して知恵と工夫を凝らして課題解決にあたる

2. 販売経費(みずほ銀行への販売委託費)について

◇受託銀行の販売業務(H20決算:1,199億円)についても、自治体の行革努力に歩調を合わせた縮減を要請

《具体的な内容》

諸経費(印刷費や搬送料等)などの販売コストを精査し、一定の縮減を行う 等

3. 発行団体である都道府県や政令市を通じて行われる (財)自治体国際化協会、(財)地域創造等への支出の総点検について

◇宝くじ収益金は、貴重な地方の自主財源であり、発行団体である都道府県、政令市が責任を持ってその使い道をチェックすべき

《本府の取り組み》

本府では、平成21年度から、国の所管法人(独法、公益法人)に加え、国が設立や運営に関与する法人等への支出の総点検を実施

[平成21年度及び平成22年度の予算編成過程における見直し額:▲14.2億円]
・(財)自治体国際化協会:▲0.47億円、(財)地域創造:▲0.01億円、その他の法人:▲13.72億円

◇法人自身の組織や事業についても、自治体の行革努力に歩調を合わせた縮減を要請

《ガバナンスの強化》

各自治体に対し、各事業内容のチェック強化など、監視の強化を呼びかけ

※全国市町村振興協会に対する納付金支出は、各都道府縣市町村振興協会が行っており、同様に厳格なチェックを求めている。(市町村の自主的・主体的な判断をお願いする。)

② 課税自主権の活用(超過課税および法定外税)

【現状】

- 報告書でも記載したとおり、府では法人府民税(均等割・税割)及び法人事業税において超過課税を実施しており、法人の皆様には、標準より多くの税をご負担いただいているところです。
- 一方、他の都道府県状況をみると、府では実施していないものとして、個人道府県民税(均等割)は30団体で、個人道府県民税(所得割)は1団体で超過課税が導入されています。
- また、法定外税については、法定外目的税制度の創設された平成12年度以降、産業廃棄物税等を中心に、全国的な広がりを見せつつあります。

【課題】

- ◇ 現行の国と地方の税体系のもとでは、課税自主権を発揮する余地はそれほど大きくありません。将来的には、より広範な税率操作権をはじめ、地方自治体が自らの裁量で課税できるような、税財政制度の抜本改革が必要です。
- ◇ 一方、報告書でも示したとおり、大阪府財政は、個人・法人ともに税収が低迷する中、懸命の財政健全化努力を続けていますが、今後も、社会保障関係経費や過去に発行した地方債を償還するための経費など、行政需要の増加が見込まれています。
- ◇ 今後も、府として、不断の行財政改革を続けていきますが、他府県等の標準的な水準を上回る行政サービスの提供を行う場合には、府民の皆様にご負担をいただくことも検討しなければなりません。

【今後の方針】

- ◇ 課税自主権の活用について検討する際には、受益と負担の対応関係や、新たな税負担に見合う行政サービスかどうか等に留意する必要があります。
- ◇ 上記を踏まえ、課税自主権活用に向けた課題や、地方税制度上の課題等について、学識経験者を交えて、平成23年中に取りまとめます。
- ◇ こうした府独自の取組みとあわせて、国に対して、地方における税率決定の自由度を高めるなど、課税自主権が一層発揮できる環境の整備を求めています。

【参考】

○ 他府県の状況

| 法定外税 | | 超過課税 | | |
|---------|-------------------------------------|--|-------|-----|
| 普通税 | 石油価格調整税 | 沖縄県 | 道府県民税 | |
| | 核燃料税 | 福井県、福島県、愛媛県、佐賀県、島根県、静岡県、鹿児島県、宮城県、新潟県、北海道、石川県 | | 個人 |
| | 核燃料等取扱税 | 茨城県 | | 均等割 |
| | 核燃料物質等取扱税 | 青森県 | | 所得割 |
| 目的税 | 産業廃棄物税等(最終処分場等への産業廃棄物の搬入に対して課税するもの) | 三重県、鳥取県、岡山県、広島県、青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、新潟県、山口県、宮城県、京都府、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、熊本県、宮崎県、福島県、愛知県、沖縄県、北海道、山形県、愛媛県 | 法人 | |
| | | | 均等割 | |
| | | | 税割 | |
| | 宿泊税 | 東京都 | 法人事業税 | |
| 乗鞍環境保全税 | 岐阜県 | | | |

○ 超過課税

条例により、地方税法で定められている標準税率を超えた税率で課税することです。

○ 法定外税

地方自治体が、地方税法に定められた税目以外に、条例により新設する税目で、総務大臣の同意を要します。なお、次のいずれかに該当すると認められる場合を除いて、総務大臣は同意しなければならないと定められています。

- ① 国又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと



③ 使用料・手数料の見直し

(i) 基本的な考え方

- 受益と負担の明確化の観点から、受益者(サービス利用者)の特定されるサービス・事務等について、現行の使用料・手数料の水準や、徴収していないものの理由等を再点検する。
- 使用料・手数料は、フルコスト(※)計算による原価を基本とするが、それ以外の手法で積算を行う場合は、その理由を明示するとともに、適宜、運用の実態を点検する。
(※) 直接的な経費のほか、人件費、維持管理費など
- 減免については、その適用の根拠等について点検するとともに、他制度が補完するもの(例:生活保護費の算定基礎に入っている経費)については厳格に除外する。

(ii) 使用料見直しの手法

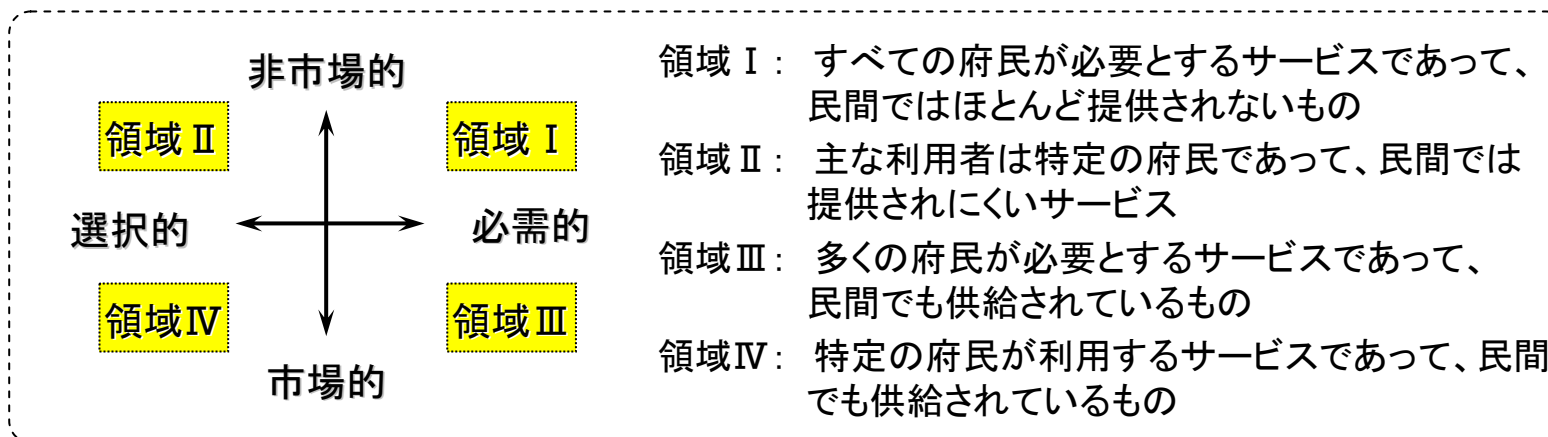
○ 使用料については、施設等の性質に応じて、2つの基準の組み合わせによって、I～IVの4つの領域のいずれに属するかを区分し、それぞれの区分に応じて算定する。

① 提供されるサービスが日常生活のうえで必需的か、選択的か(必需性)

必需的なサービスは、都市インフラの提供をはじめとして、府民の安心・安全な生活に直接関わる基礎的な行政サービスであって、税投入が多く府民の理解を得やすいが、選択的なサービスは、生活や余暇の充実のためのサービス等であることから、使用料によって賄うべき度合いが高いと考えられる。

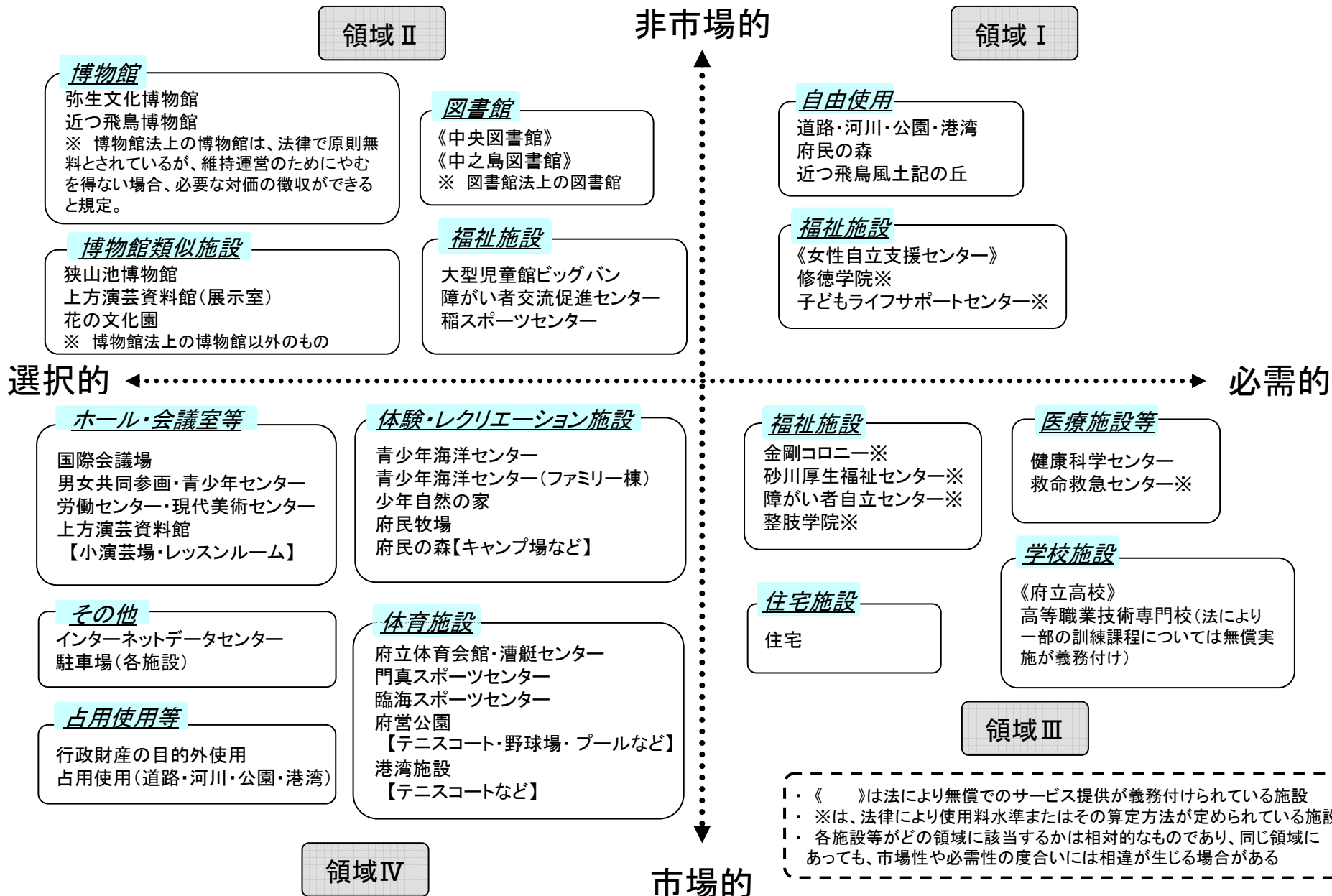
② 民間でも提供されるサービスかどうか(市場性)

市場経済では提供されにくいサービスについては、他府県や市町村の水準を参考にしつつも、原価計算を基本とすべきであるが、民間でも提供されるサービスについては、原則として民間と同等の使用料を徴収することが妥当と考えられる。



○ 府有施設を各領域に当てはめる際の考え方の例は、次ページのとおり。

《参考》 施設別の領域区分（考え方の例）



○ すべての施設等について、まずは原価計算を行う。

・ **原価** : 建設コストを除く人件費、維持管理費等のフルコスト

○ この原価に、領域Ⅰ～Ⅳの区分に応じて、以下の受益者負担割合を乗じた額を、使用料算定の基本となる額とする。

・ **受益者負担割合** { 領域Ⅰ : 原則 0%
領域Ⅱ・Ⅲ : 原則 50%
領域Ⅳ : 原則 100%

○ **最終的な使用料水準については、他府県(市町村)や民間サービスの価格水準と比較考量のうえで決定。**

《最終的な使用料決定にあたっての留意点》

- ・ 府民の急激な負担増を避けるため、大幅な上昇となるものについては、激変緩和措置を講じることを検討
- ・ 領域Ⅳに属する施設等のうち、特に市場性が高く、利用者が限定されているものについては、地方債の元利償還費や将来の大規模修繕費用への対応等を踏まえ、資本費の一定部分も使用料で賄うことを検討

※ 利用料金制を採用している施設についても、上記の考え方を準用。

※ 法令等により使用料水準またはその算定方法が定められているものは、当面、原価計算にとどめるが、検証の上、必要に応じて国に見直しを要望。

(iii) 手数料見直しの手法

○ 現在、手数料の徴収が可能と思われる事務について、他府県や市町村での徴収実績があるにもかかわらず、府では徴収していない事務がある。

⇒ 受益者が特定されるあらゆる事務について、手数料の徴収を検討(原則として徴収することとし、例外的に徴収しないものについては、その理由を明示)。

【手数料を徴収しない事務の基準 (案)】

- ① 法令により無償で実施しなければならない事務
- ② 直接的な給付の前提として行われる申請等
例) 生活保護申請など、直接的扶助や現金給付の前提となる申請
補助金交付申請、減免申請など
- ③ 処理件数が著しく少ない、非定型であるなど、手数料の算定が困難な事務
- ④ 事務処理コストが著しく少額な事務

○ 手数料についても、原則としてフルコストによる原価計算によって積算。

・ 原価 : 人件費、物件費(間接経費も含むあらゆる経費)

なお、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)」に基づいて設定している手数料についても、その水準の妥当性を検証し、必要に応じて改定。

※ 法令で手数料の金額が定められているものについては、検証の上、必要に応じて国に手数料の引き上げを要望。



(iv) 使用料・手数料の減免について

- 公益目的により、広く減免対象としているケースがあるが、包括外部監査の意見等も踏まえ、類似案件についても再検証し、さらに減免対象を限定していく必要がある。
- 使用料・手数料の性質によっては、減免によって対応するのではなく、使用許可等の相手方に対する補助金等として交付することが、行政の「見える化」につながることに留意。
- 減免を受けようとする者が、他の制度により重複して負担の軽減を受けることにならないよう、他制度が補完するものについては厳格に除外していく必要。
- 行政財産使用料・普通財産貸付料については、平成18年2月策定の減免基準を見直し、減免措置の厳格化を図る。
- 子どもの社会教育の観点から、小中学生の入場料を無料としている社会教育施設等については、実施から15年が経過していることも踏まえ、税投入の意義や効果等を、施設ごとに検証する。

【見直しのすすめ方】

- ① 減免の現状把握
(減免の相手方と件数、金額や他制度による補完の有無、独自基準など、運用の実態調査)
- ② 減免基準(特に手数料)の設定(統一化)と、それに沿った見直しの実施

(v) 個別検討課題(案)

○ 使用料について

- ・ 行政財産使用料及び普通財産貸付料の料率(※ 使用料等を算出するために資産価格に乗じる率)水準の妥当性の点検
 - 〔 ・ 行政財産使用料の料率は、現在、土地の場合で3%(←全国最低水準)
 - ・ 普通財産貸付料の料率は、土地の場合、非営利で5.6%、営利で7.4%(全国中位)
- ・ 道路、河川等の占用料の水準と区分の妥当性の点検
- ・ 使用料等を徴収している府県があるにもかかわらず、府では徴収していない施設が存在
例) 職業技術専門校授業料 など

○ 手数料について

- ・ 他府県で徴収している例があるにもかかわらず、府では徴収していないものが散見
例) ・ 境界明示手数料・幅員証明
 - ・ 砂防指定地内制限行為許可申請手数料(急傾斜地等も同様)
 - ・ その他、各種証明手数料
- ・ これらの事務とあわせて、広く「受益者が特定される」事務を全庁調査のうえ、原則徴収するという視点から、手数料徴収の可能性について検討

○ 住民サービス向上のための見直し

- ・ 電子申請の推進・クレジットカード納付の拡大
- ・ 広域によるシステム共有化等の取組み推進 など

◇ 具体的な見直し対象や料金水準、実施時期などについては、平成22年度中に検討。

(※ 指定管理者の指定等の手続きのため、先行して9月議会に上程するものがある。)